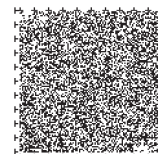


資料編

このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです



用語解説

1. ワークショップ

本来は「作業場」、「仕事場」を意味する言葉。今日では、参加者が自発的に作業や発言を行いながら、学習や創造、トレーニングを行う言葉として定着している。

2. アメニティ

都市環境に関する用語の一つで、快適性、快適環境のこと。

3. ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらずさまざまな人々が利用しやすいように都市や生活環境を計画する考え方。

4. ビジュアル・アイデンティティ

独自のシンボルマークや書体により、視覚的イメージを表現すること。

5. IPM（総合的有害生物管理）

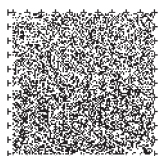
薬剤だけに頼らず様々な防除対策を組み合わせる生物被害を管理する手法。薬剤偏重による環境への悪影響の低減と効果的な防除を目的として、博物館、美術館、図書館等において近年広がりを見せている。

6. 社会包摂

社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させることなく、共に支え合い生活していくという考え。

7. AR（拡張現実）

Augmented Reality. 現実世界の映像にデジタル情報を重ね合わせることで、利用者の活動を支援する技術。



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

8. VR (仮想現実)

Virtual Reality. コンピュータ内に仮想の空間を作り、その空間があたかも現実そのものであるかのように知覚させる技術。

9. AI (人工知能)

Artificial Intelligence. コンピュータに人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための基礎技術。

10. ICT (情報通信技術)

Information and Communication Technology. コンピュータを核にした情報、通信に関連する技術、産業、設備、サービス全般をさす。

11. プロダクトデザイン

量産される日用品や家電、自動車などの製品デザイン。

12. クラウドファンディング

インターネットを介して不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法。支援者にモノや体験、権利などのリターンがある購入型、特別なリターンがない寄付型などがある。

13. パフォーマンス

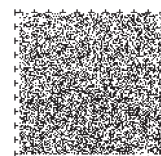
演劇や現代美術、音楽などの芸術分野においては、身体を用いた表現を指す。

14. インスタレーション

特定の場所に物体を配置して、その空間全体を作品とする現代美術における芸術表現のひとつ。

15. フィールドワーク

屋外に出て、現地に赴かなければ知りえない情報を収集する調査。



16. シビックプライド

語義的には「都市に対する市民の誇り」のことであるが、単なるまち自慢や郷土愛ではなく、「ここをよりよい場所にするために自分自身がかかわっている」という当事者意識に基づく自負心を含んでいる。

17. アウトリーチ活動

潜在的なニーズにこたえるための手段のひとつ。美術に親しめる場所が近隣にない地域や学校、美術館を訪れることが困難な人々のもとへ美術館側から赴き、人々の美術鑑賞機会の充実を図る活動。

18. アーカイブ

紙媒体、デジタル媒体などで記録された有形・無形の資料が、整理、保存された記録群。美術館においては、美術館活動の中で生み出された文書をはじめとする多種多様な記録、また作品調査や作家調査などによって収集された記録などを、保存し後世につたえる役目を持つ。

19. ネットマーケティング

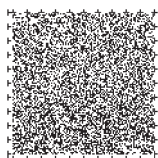
インターネットを通しておこなわれる、営業活動や集客などのマーケティング全般のこと。SNS、Webサイトなど、様々なデジタルツールを活用することで速効性が高く、安価であることから費用対効果も期待できる。

20. アーキビスト

アーカイブズ学にもとづく体系的な知識と技能を有し、アーカイブ機関等において記録ならびにアーカイブズの管理等の専門的業務を遂行し、その職務を通じて、広く社会に奉仕する者。

21. N値

建築において土の硬さや締りなど地盤の強さを表す値。0から60までの値で示し、値が大きいほど地盤が固いことを表す。



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

22. BCP

Business Continuity Plan. 事業継続計画を意味し、災害や事件、事故など緊急事態によって被害を被った場合に備え、事業や設備等の速やかな継続や復旧のための計画や対策を立てること。

23. イニシャルコスト

初期費用、初期投資のこと。建築においては土地取得費や設計費、監理費、工事費、設備費などの費用を指す。

24. ライフサイクルコスト

建造物等における計画から、設計、建設、運用、維持更新、廃棄までの一連の過程で必要なすべての経費のこと。

25. コミッションワーク

発注者が芸術家に設置場所や予算などの諸条件を提示して委託制作された芸術作品。芸術家が過去に制作した作品を設置するのではなく初期段階から芸術家が関わるため、作品と場所の魅力を最大限に引き出すことができる。

26. ユニークベニュー

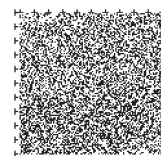
本来の業務とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される場所をさす。国際会議や見本市、大規模イベントなどいわゆるMICEの開催地候補として、日本や地域に固有の魅力を学術的に表現できる会場として美術館・博物館は注目されている。

27. 超小型モビリティ

原付バイクより大きく、一般的な軽自動車より小さい、1～2人乗り程度の小型自動車のこと。

28. 視認性（ランドマーク機能）

目で見たとときの確認のしやすさ



新福岡県立美術館基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 新・福岡県立美術館基本構想検討委員会報告（平成29年3月）等を踏まえ、大濠公園南側に建設予定の新たな福岡県立美術館（以下「新県立美術館」という。）及び須崎公園に立地する福岡県立美術館（以下「現県立美術館」という。）について、必要な機能や施設整備の方針、運営のあり方等を明らかにする基本計画を策定するにあたり、各分野の専門家等の意見を反映させるため、新福岡県立美術館基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、学識経験を有する者、美術関係者、建築関係者、その他必要と認められる者のうちから、知事が委嘱する別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に会長を置く。
- 3 会長は、福岡県知事が指名する。
- 4 会長は、委員会の会務を総理し、代表する。
- 5 会長が事故等により不在の場合は、会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、知事が招集し、会長がその進行にあたる。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から第1条の目的を達成する日までとする。

(庶務)

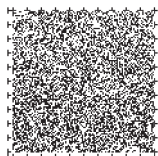
第5条 委員会の事務局を福岡県人づくり・県民生活部文化振興課新県立美術館建設室に置き、事務局において、委員会の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

新福岡県立美術館基本計画策定委員会委員名簿

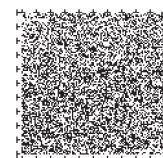
氏名	所属・役職	分野・備考
◎伊東 順二	東京藝術大学社会連携センター特任教授 美術評論家	美術
稲庭 彩和子	東京都美術館 学芸員	教育普及
内田 まほろ	J R 東日本事業創造本部 文化創造施設運営準備室長 キュレーター	ミュージアム 令和3年6月21日から就任
小田部 黄太	福岡県美術協会 理事長 九州産業大学造形短期大学部 学長	美術団体
小林 正美	明治大学 教授	建築
坂井 猛	九州大学大学院 教授	都市計画
辰田 一郎	福岡県立美術館 館長	美術館
中川 美彩緒	富山県水墨美術館 館長	美術館
中村 信喬	博多人形師	作家
貫 正義	福岡県文化団体連合会 会長 前福岡経済同友会 代表幹事	経済界
福島 善三	陶芸家	作家
福永 治	京都国立近代美術館 館長 前広島市現代美術館 館長	美術館
宮城 俊作	東京大学大学院 教授	ランドスケープ
柳原 正樹	前独立行政法人国立美術館 理事長 前京都国立近代美術館 館長	美術館 令和3年3月31日まで就任

◎会長

※50音順、敬称略

※所属・役職は令和3年11月30日現在

このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです



新福岡県立美術館基本計画策定委員会開催状況

● 第1回

期 日：令和2年 7月21日（火）

議 事：1. 新福岡県立美術館基本計画策定委員会について
2. 福岡県立美術館の概要について
3. 基本計画について

● 第2回

期 日：令和2年11月13日（金）

議 事：1. 新県立美術館の目指す姿とコンセプトについて
2. 新県立美術館の機能と役割について

● 第3回

期 日：令和3年 2月21日（日）

議 事：1. 新県立美術館の目指す姿とコンセプト、機能と役割について
2. 新県立美術館の施設整備計画について

● 第4回

期 日：令和3年 5月29日（土）

議 事：1. 新県立美術館の施設整備計画と周辺整備の考え方
2. 新県立美術館の管理運営計画、今後のスケジュール

● 第5回

期 日：令和3年 8月29日（日）

議 事：1. 新県立美術館の施設整備計画
2. 新県立美術館の管理運営計画
3. 新県立美術館基本計画（素案）

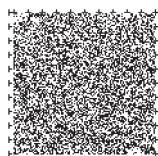
● 新県立美術館基本計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）

募集期日：令和3年10月4日（月）～10月15日（金）

● 第6回

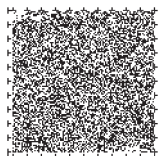
期 日：令和3年11月11日（木）

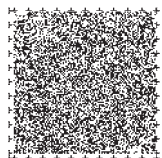
議 事：1. 新福岡県立美術館基本計画（案）について



このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです

このマークは目の不自由な方などが使う音声コードです





新福岡県立美術館基本計画 発行日 令和4年3月

編集 福岡県人づくり・県民生活部 文化振興課 新県立美術館建設室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3346 FAX 092-643-3347
E-mail shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類番号 JA	所属コード 5200205
登録年度 03	登録番号 0001